

# 平成 31 年 京都市立嘉楽中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものです。また、平成 29 年 3 月に国の基本方針が改定されたことから、平成 30 年 4 月より嘉楽中学校いじめ防止基本方針を改定することとします。

#### ・京都市における課題と本校の現状

京都市における課題としては、多くのケースでいじめ事案については解決できているものの、稀ではあるが、教職員のいじめ問題の抱え込みから情報共有できておらず重大事態に至るケースや、初期対応のミスなどがありました。未然防止の視点で各校様々な取組を行っているものの組織的対応という点においてはまだまだ改善の余地があるように思われます。

本校における平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までのいじめ事案の件数は減少傾向にあり、一昨年度にはおよそ 6 割を占めていた「冷やかし・からかい」におけるいじめ事案はおよそ 2 割にまで減少しています。一昨年度のいじめ対策委員会では、生徒間における「いじめ」と「いじり」が表裏一体であり、加害生徒に罪の意識はなく、「一方的に嫌なことを言われた」と感じている被害生徒の心情を加害生徒が配慮していなかったため発生しているのだという振り返りを行いました。

割合の低下は、この振り返りから、自分の話したことを相手はどう受け止めるのか、自分の意見が他者からどう受け取られ、どう感じるのか、という共感的な知力を高めていくことで「冷やかし・からかい」に関するいじめの件数も減少するのではないかという考えのもと、このようなコミュニケーションスキルに含まれる共感的認知力を高めていく指導を行っていった結果ではないかと考えられます。

今後も、「いじり」と「いじめ」の解釈については「いじめ対策委員会」において検討を十分に行い、いじめの定義の変遷、いじめの積極的認知という視点に立ち、「いじめ」の認知感度を教職員が高く持つように心がけていきます。また、普段から生徒一人ひとりの「見逃しのない観察」を行い、組織的にいじめ認知を行っていきます。

近年の本校の生徒は、スマートフォンの普及とともに他者との人間関係構築に課題を持つ生徒が増加しているように感じます。「一人ひとりの子どもを徹底的に大切にす  
る」という視点にたち、いじめ事案の早期発見・早期解決だけでなく「未然防止」を大  
切に教職員が一丸となり、生徒一人ひとりの「自己指導力の向上」をねらいとする積極  
的生徒指導を組織的に仕掛けていきたいと思えます。

## (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題(※)です。いじめの防止等の対策は、すべ  
ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の  
内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。また、す  
べての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ  
の防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されな  
い行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とします。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護すること  
が特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他  
の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込ま  
れている(国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2010-2012』2013年)

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任  
スクールカウンセラー 総合育成支援主任

### (2) 役割

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かします。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進します。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討しま  
す。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合  
は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断された  
ら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行  
います。
- ・事案発生後、被害生徒の様子を3ヶ月観察し、その間、心身の苦痛を感じてい  
ないか、定期的に確認を行います。

### (3) 開催時期

- ・週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

### (4) 生徒・保護者への周知

- ・4月（全校集会にて全校生徒へいじめ対策委員会の存在を伝えます）  
（入学式、保護者へ生徒指導部長よりいじめ対策委員会の存在を伝えます）
- ・12月（人権集会にて学校長より「いじめ」についての講和を行います。）

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### 授業改善を生かした未然防止

「生徒指導の3機能（共感的理解・自己決定の場を与える・自己存在感を与える）」

を生かした授業展開とあしあと検定・論理的思考からの授業改善」

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行います。（共感的理解）
- ・特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態については、授業の中で生徒に学習の形態を選択させ授業内で生徒の主体性を伸ばすための工夫を行います。（自己決定の場を与える）
- ・授業内における生徒一人ひとりの些細なつぶやきなどに注目し、一人一人の様子をつぶさに観察します。（自己存在感を与える）
- ・本校では、年5回の「あしあと検定」、年3回の「英語検定」、年1回の「めんせつ検定」3つの検定を「ライオン検定」とし、全校体制で実施・運営しています。
- ・あしあと検定とは、国社数理英の5教科の授業の中で使用したワークシートやノートを1級～5級の評価を一斉に検定する取組みのことをさします。平成29年度より国立教育研究所から「ノート作りをツールにした論理的思考」を育てる研究指定を受け、ノート作りと連携をし、教員の授業改善を行っています。
- ・「生徒指導」と「学習指導」はつながっているものであり、本校における「あしあと検定」は生徒指導と学習指導とをつなぐ大きな架け橋になっています。  
全教職員で他教科のノートも評価していく教科横断的な取組になっていることから間接的ではありますが、他教科・他の授業を見るきっかけにもなり授業改善へとつながっています。教員の授業づくりのスタートがノート作りになることから、授業のスタートから振り返りの時間まで全教科が足並みを揃え授業づくりを行うことで、授業の統一化をねらいとしています。上記以外にも、年間5回の「あしあと検定」を計画・確認・実行・運営のPDCAサイクルを繰り返すことで教員の授業改善を促進しています。
- ・公開授業週間（嘉楽まるわかり週間）、校内授業研究日、北上支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努め研修を行います。

- ・全教職員が授業を通じて密に交流することで生徒の情報も共有することができます。そのことが組織的ないじめの未然防止につながっています。

### 道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行います。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育みます。さらに、今年度から導入する「華道」体験を通して、心を育む情操教育の充実を推進していきます。

### 体験活動の充実

- ・職業体験（生き方探究チャレンジ体験）やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図ります。

### 生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動の活性化、生徒が主役の学校づくりを積極的に推し進めます。
- ・いじめは許せない行為であるという考え方を道徳的に訴えることはもちろん、生徒会活動を活用し「心づくり」から「社会づくり」へと対策をシフトさせます。

以下に具体例を示します。

#### 「心づくり」

- ・毎月10日のライオンの日においては「学級内におけるまとまり」を持たせ、生徒一人ひとりの規範意識を向上させる「心づくり」をねらいとします。

#### 「社会づくり」

- ・年間5回のあしあと検定では自分のノートが他者から評価されることに対し、自分と他者とを認識させ、生徒一人ひとりに「社会づくり」を仕掛けています。いずれの場合も生徒会を主体とし運営・実施することで確かな自己指導力の醸成につながっています。

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進めています。

## 生徒同士の絆づくり

### [学年・学級活動では]

- ・いじめはいつでも起こりうるという危機感を持って学級担任を中心とした学年教員がチームを組み、生徒が登校してから下校をするまでの間あらゆる場面で、きめ細やかな観察・指導を行います。

学校祭や学年行事などでは運営組織を立ち上げ、生徒が中心となり企画・運営を行います。そのことで学年や学級集団としての自治能力を向上させていき「温かなまとまりある学級」「温かなまとまりある学年」を作り上げ生徒同士の絆づくりに努めます。

### [生徒会活動では]

- ・生徒会活動を充実させることで自らの行動や判断の是非を認知させ、生徒一人一人の自己指導力を育てます。そのために生徒会が中心となり生徒が主体的な自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導を行います。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ・日常の生徒に関する情報共有

毎週で実施されるいじめ対策委員会にてきめ細やかな情報交換。連続欠席5日以上の子には「教育支援シート」を活用し、継続的に情報共有を行います。

### ・生徒に対する定期的な調査

年2回の記名式の「いじめアンケート」の実施及び、「私の毎日」・「私の生活」の2種類の「クラス マネージメントシート」のアンケートを実施します。上記を踏まえ、教育相談を年間2回実施している。また、クラス マネージメントシートについては、学年会などで情報共有をしています。

### ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

学年や学級だけにとどまらず、様々な視点での生徒理解が必要と考え、いじめ対策委員会で、スクールカウンセラーから心理的側面に着眼点を置いた助言や意見をいただき、生徒の心の内側にある悩みや学級の様子を共有します。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ・基本的な考え方

生徒の問題行動における対応のキーワードとして本校では、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の3点を重点項目として挙げています。

いじめアンケートやクラス マネージメントシートだけが「見逃しのない観察」ではなく、生徒一人ひとりの表情や休み時間の様子など気になる部分、生徒の良いところを探すことを日常的に行います。生徒の良いところについては学校便りをご参照ください。

いじめの些細な兆候をつかみ、早期対応することで事態を深刻化することなく解決することができるのではないかと考え、「手遅れのない対応」を心がけています。

それでもなお、いじめが発生した場合は、被害生徒はもちろん加害生徒にも「心の通った指導」を念頭に置き、加害生徒自らが振り返り、反省を促す指導を粘り強く行います。

いじめについては単なる謝罪ではなく、「二度としません」と生徒に「人権問題」であるという認識をもたせることを目標にして指導を行うことが重要であると考えています。

このことが教師と生徒の確かな信頼関係へとつながると考え一つ一つのいじめに対して誠意を持ち粘り強く指導します。

携帯電話、スマートフォンが普及した昨今、ネットを介したいじめが発生しており、情報モラルの低下が「ネットいじめ」へと発展しています。このインターネットを介したいじめについての具体的な対応については別紙に記載しておりますのでご一読ください。

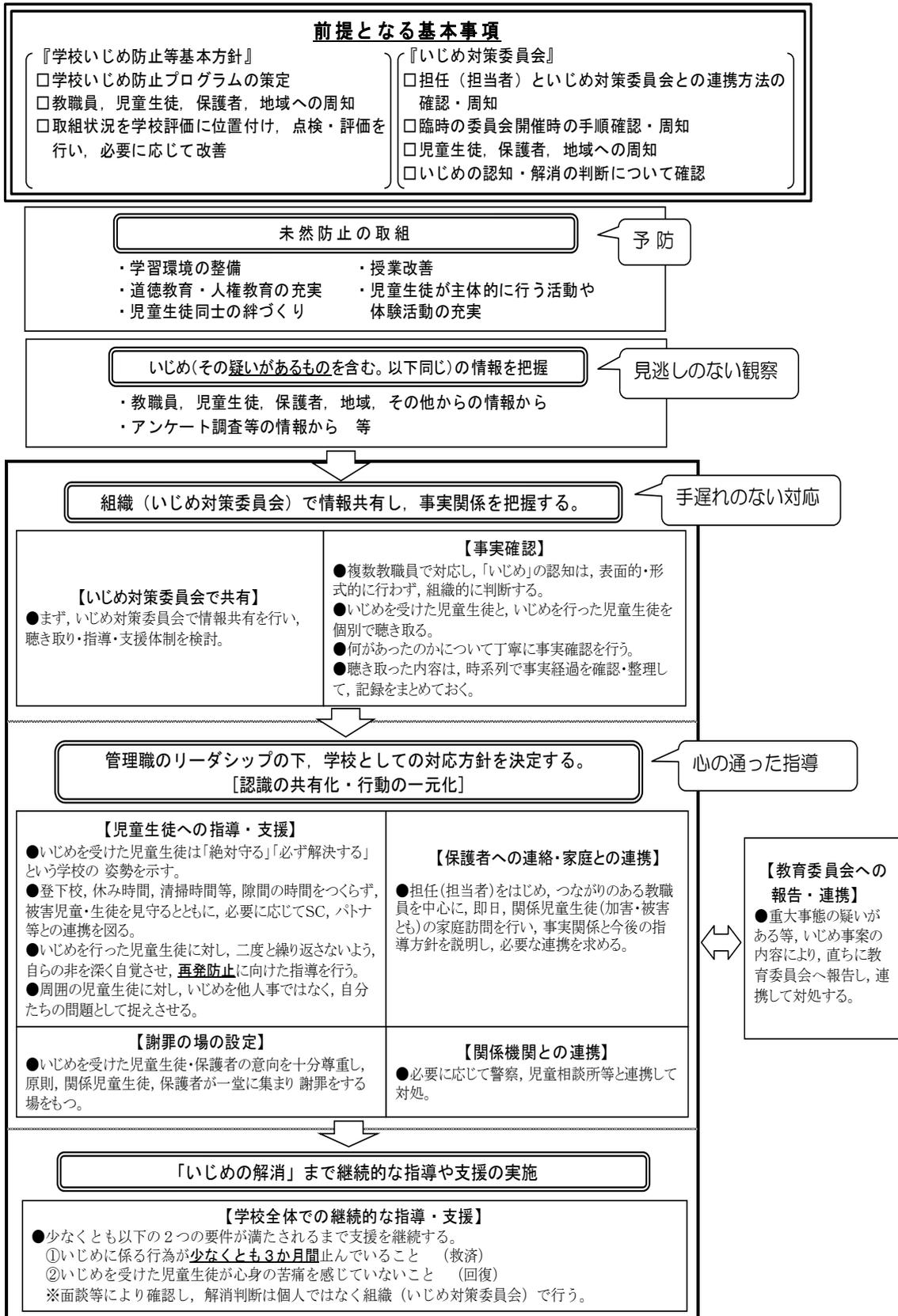
いずれにおいても早期発見・早期対応を念頭に「手遅れのない対応」を心がけています。以下、いじめの定義を記載する。

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

#### ・いじめ解消を踏まえた見守りと再発防止にむけた取組

3つのキーワードをもとに、被害生徒及び、加害生徒の指導を行います。いじめ発生後3ヶ月はいじめの潜伏期間と呼ばれています。事案発生後3ヶ月間はいじめが再発する可能性があります、いじめが認知され3ヶ月後に被害生徒へ声をかけ、確認をすることはもちろん、それまでの3ヶ月間は複数の教員で見守りを続けます。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



## ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

### インターネットを通じて行われるいじめとは

他者に害を与えることを目的として、個人あるいは集団が意図的で、都度重なる、敵対的行動を取るために、『メール、インスタグラム、LINE、ツイッター』といった情報通信技術を使用することです。

### [未然防止]

- ①校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ②京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこといじめを中心とした問題行動に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ③ネットパトロールを利用し、個人情報漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ④日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ⑤教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ⑥PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### [具体的対応]

- ・複数の教職員で事実関係の把握に全力をつとめる。
- ・通信した内容については場合により直接確認を保護者・本人また必要とあれば教職員が行う。
- ・聞き取った情報は時系列でまとめ確認・整理をいじめ対策委員会にて行う。

### [校内体制]

- ・複数の教員で事実経過の確認を行う
- ・状況確認の把握を踏まえ随時「いじめ対策委員会」を開き、今後の指導の在り方を協議する。

### [子どもへの指導]

- ・ネットモラルを中心に訴え、自らの行ったことを人権問題としてしっかり認識させる指導を行う。
- ・加害生徒は「ごめんなさい」ではなく、「二度としません」と反省できる指導を粘り強く行う。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・教職員相互の生徒観察の視点を共通化（生徒のいいところ探し）することで、日常的に教職員が一丸となり学年を越え、生徒の動向の情報交換を行うことで、生徒の観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

#### ・実施時期 [ 内容 ]

- 4月 「学校いじめ基本方針」の共有
- 5月 「クラス マネージメントシート」実施に向けて
- 6月 「記名式アンケート」の振返り
- 7月 「夏季休業中の生活について」
- 8月 「いじめ防止プログラムの見直し」
- 9月 「学校評価の実施に向けて」
- 10月 「学校評価を受けて」
- 11月 「年間の取組の見直し」
- 12月 「教育相談等の結果の振返り」
- 1月 「クラス マネージメントシート」実施に向けて
- 2月 「クラス マネージメントシート」の結果から
- 3月 「年間を通じてのいじめ事案の共有」

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

### ・保護者との連携

#### [被害生徒の保護者]

電話や連絡帳等で済まらず、家庭訪問を行い、保護者と今後の指導の在り方について十分協議を行う。

#### [加害生徒の保護者]

電話や連絡帳で済ますことなく、原則来校してもらい、今後の指導の在り方や指導の方向性を説明する。来校が難しい場合については、教員による家庭訪問を行う。

### ・関係機関との連携

#### [ 関係機関 ]

被害届が出されている場合は、教育委員会、警察と十分に連携をとる。  
いじめが認知された段階で「いじめ事案報告書」を教育委員会に提出する。

- ・ **地域との連携**

年3回の地域生徒指導連絡協議会などで校内から代表の教諭2名（生徒指導部長・補導主任）が校内状況を地域へ発信するほか、地域からの情報をいち早く共有する。

- ・ **啓発**

4月（全校集会・家庭訪問時の配布プリント『嘉楽教育のしおり』に掲載し、「いじめ対策委員会」の設置についてお知らせします。）

12月（人権集会にて学校長より「いじめ」についての講和を行います。）

## 5 重大事態への対処

### [基本的な考え方]

- ・ 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（個人情報の取扱い）＊京都市いじめの防止等取組指針より

- ・ いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。
- ・ 教育委員会が調査の主体となる場合教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力をする。

## 6 年間計画

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクル の確認」	・入学式 ・始業式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹 介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・10日ライオンの日 ・認証式 ・健康診断	・前年度の記名式ア ンケート・クラス マネジメントシー トについて確認と 共有	・授業参観 ・学年懇談会 ・学校評議会① ・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向 けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・第一回あしあと検定 ・第一回定期テスト ・休日参観（公開授業週間） ・10日ライオンの日  【1年】校外学習・携帯教 室・人権学習FW 【2年】職場体験 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネ ジメントシートの実 施、学年集約と 共有① ・教育相談の実施①	・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の 結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 ・英検 ・第二回あしあと検定 ・第二回定期テスト ・避難訓練 ・10日ライオンの日  【2年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室	・第1回記名式いじ めアンケートの実 施、学年集約と共 有①	
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・全校集会・終業式 夏季休業を迎えるにあた っての心構え ・めんせつ検定 ・10日ライオンの日 ・夏楽校 ・学年集会 ・防煙教室		・三者懇談会 ・PTAパトロ ール

8	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議，連携を深める」</p>		<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有，組織的対応の検討</p>	
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・文化祭，体育祭に向けての取組</p> <p>・10日ライオンの日</p> <p>・小中合唱交歓会</p> <p>・学校祭文化の部</p> <p>・弁論大会（学年の部）</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<p>・学校祭体育の部</p> <p>・英語検定</p> <p>・10日ライオンの日</p> <p>・第3回あしあと検定</p>	<p>・第2回記名式アンケートの実施，学年集約と共有②</p> <p>・教育相談の実施</p>	<p>・学校評価の実施</p> <p>・道徳公開授業</p> <p>・学校運営協議会 or 学校評議会②</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」</p>	<p>・小中児童生徒会交流会</p> <p>・小中部活動体験</p> <p>・生徒会選挙</p> <p>・認証式</p> <p>・第4回あしあと検定</p> <p>・第4回定期テスト</p> <p>・1年生朝鮮中級学校交流会</p> <p>・10日ライオンの日</p>	<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施，学年集約と共有②</p>	<p>・進路保護者会</p> <p>・入学説明会</p>

12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・ 10 日ライオンの日 ・ 校長講和（いじめについて） ・ めんせつ検定 ・ 人権標語の作成と発表 ・ 冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・ 学年集会		・ 三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・ 小中連携の情報の集約について ・ 3年生第5回定期テスト ・ 10日ライオンの日		・ 家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・ 1・2年生第5回定期テスト ・ 10日ライオンの日		・ 学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・ 10日ライオンの日 ・ 3年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会 【3年】卒業前校外学習	・ 記名式アンケートの保管 ・ クラスマネジメントシートデータ保管	・ 学校運営協議会 or 学校評議会③

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
  - ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDC Aサイクル 8月・12月・3月)
  - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
  - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
  - ・ 「校内生徒指導研修」
  - ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」
  
- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
  
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。
  
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。  
事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。